

2011年1月21日

内閣総理大臣 菅 直 人 殿

内閣総理大臣面談申入書

薬害イレッサ統一原告団

代表 近 澤 昭 雄

代表 清 水 英 喜

薬害イレッサ訴訟弁護団

西弁護団長 中 島 晃

東弁護団長 白 川 博 清



2002年7月に世界で最初に日本で承認され、これまでに800人以上の副作用による死亡者を出した肺がん用抗がん剤「イレッサ」に関する訴訟において、本年1月7日、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所は、致死的な間質性肺炎に対する十分な注意喚起を行わなかった国の責任を所見で指摘し、本件紛争を早期に公平かつ全面的に解決するための和解勧告を行いました。

医薬品の安全性を確保することは国の大きな責任です。菅総理大臣が厚生大臣であったときに解決した薬害エイズ訴訟の和解を経て、厚生労働省の敷地に建立された薬害根絶「誓いの碑」には、次のように刻まれています。

「命の尊さを心に刻みサリドマイド、スモン、HIV感染のような医薬品による悲惨な被害を再び発生させることのないよう医薬品の有効性・安全性の確保に最善の努力を重ねていくことをここに銘記する」

薬害肝炎事件の和解をふまえて厚生労働省が設置した「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」は、2010年4月に「最終提言」を公表し、そこでは、予防原則に立脚した医薬品の安全性確保の必要性が指摘されています。今般の東京・大阪両地方裁判所の所見は、薬害イレッサ事件についても、これまでの薬害事件と同様に予防原則が不徹底だったことを指摘するものであり、国は、薬害イレッサ事件を真摯に反省し、その原因を究明して再発防止を図ることが求められています。

本年1月12日、私たちは勧告に応じて和解協議の席につくことを表明しました。しかし、国は、現在に至っても和解協議の席につくことの表明をしていません。

私たちの全面要求に沿った全面解決を図るためには最早時間的猶予はありません。

1月19日、「薬害イレッサ事件の和解に基づく早期・全面解決を求める申入書」により早期全面解決を図ることを申し入れましたが、本日、改めて菅総理大臣に対し、原告団弁護団と面談して和解解決に対する積極的に取り組む決意を表明していただきますよう、本書をもって申し入れます。